

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 令和5年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第20号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第3部	P 6 4 から 6 5 まで	1	P 6 4 から 6 5 まで	1	P 6 3 の次
第4部	P 79-20 から 79-21 まで	1	P 79-20 から 79-21 まで	1	P 7 9 - 1 9 の次
第6部	P 8 1 から 8 2 まで	1	P 8 1 から 8 2 まで	1	P 8 0 の次
	P 9 5 から 9 6 まで	1	P 9 5 から 9 6 まで	1	P 9 4 の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出すること。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。
- ④ 工事に伴い、公共枿の新設等を希望する場合は、事前協議後に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

- ① 自己資金工事の場合
 - ア 排水設備計画確認申請書 (別紙 1)
 - イ 排水設備工事材料表 (別紙 2)
 - ウ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- ② 貸付資金工事の場合
 - ア 排水設備計画確認申請書 (別紙 1)
 - イ 排水設備工事設計書 (別紙 3)
 - ウ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
 - エ 貸付申請書 (別紙 6)
 - オ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) (前年度の証明)
 - カ 固定資産税納税証明書 (申請者) (前年度の証明)
 - キ 所得証明書 (申請者・保証人) (今年度の証明) ※前年中の内容のもの
 - ク 対象建物を特定できるもの (固定資産税納税通知書, 登記事項証明書, 権利書, 賃貸借契約書の写し等)
- ③ その他必要と認める書類

(3) 申請書類の作成

- ① 排水設備計画確認申請書
 - ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にすること。
 - イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
 - ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
 - エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。
なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。
- ② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)
 - ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
 - イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付して提出することができる。

ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。

エ 材料表には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。

③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする。

イ 便槽処理が計上されていること。

ウ 丸型汚水枡および枡設置工は、単価別になっていること。

エ トイレ内の改修工事でガラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。

オ クッションフロアー、ガラスウール、クロスの面積は整合性があること。

カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。

キ 設計書には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

④ 工事図面（平面図および立体図）

ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする。

イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。

ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

エ 雨水排水がある場合は、「R. D.」、「雨どい」、「泥溜枡」等を表示すること。

オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレン、温泉排水等）

カ ルーフドレン等の雨水排水を公共下水道等に接続する場合は、宅地内の設置可能な場所に泥溜枡と浸透枡を設置すること。

キ 枡間の勾配を記入すること。

⑤ 貸付申請書

ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にする。

イ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。

ウ 対象建物を特定できるもの（固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書、賃貸借契約書の写し等）を添付すること。

⑥ 床下集合配管システムの申請手続

床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水ヘッダー設置図」および「床下集合配管システムに係る確認書」（別紙4-1）を添付して確認をうけること。

⑦ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は、テナントごとに申請し、除害施設の必要なものもあるので、事前に協議すること。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

住所

氏名

年 月 日付で通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程（第14条・第23条）の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

（指定・登録）の取消し

（指定の効力・業務）の停止

〔ただし、 年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市公営企業管理者企業局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第1号様式(第2条関係)

排水設備計画確認申請書

排水設備確認申請書は丁寧記入し、折り返げたりしないこと。(申請書および完成書類(工事設計書、図面、検査表)は排水台帳として保管されます。)

函館市公営企業管理者企業局長 様		住所 氏名		申請者 氏名	
次のおお排水設備の計画の確認を受けたいので申請します。					
工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 番	号 (住所、平宅、水電使用、その他)	新設	増設	改築
工事の種類	町 丁目 (番地) 番	号	町 丁目 (番地) 番	号	号
排水設備の使用者	住所 (所在地) 氏名 (名称)	町 丁目 (番地) 番	住所 (所在地) 氏名 (名称)	町 丁目 (番地) 番	号
工事施行業者	住所 (所在地) 氏名 (名称)	町 丁目 (番地) 番	住所 (所在地) 氏名 (名称)	町 丁目 (番地) 番	号
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
排水設備計画確認通知書の送付先	申請者	工事施行業者	申請者	工事施行業者	

(注) 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用するときは、その同意書(ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められるときは、管理者が必要と認め事項を記載した書面)を添付して下さい。

課長	主査	主査	審査	主査	(受付)
主査	主査	主査	審査	交付	

(本署内署)

区	水法工事	自己資金	世帯	附近見取図	S=1/4
分	排水工事	貸付資金	基		
	水道使用、井戸水使用、水道・井戸水使用				
	自家・貸家・宿舍				
	アパート・官公庁()				
	その他()				
処理区	第 次	年 月 日			
確認日	年 月 日	年 月 日			
完成日	年 月 日	年 月 日			
検査日	年 月 日	年 月 日			
工事積算額	円	円			
工事積算額	円	円			

利害関係人の同意書			
私の所有する物件に申請者が排水設備工事を施工または接続することに同意します。			
住所	排水	住所	印
氏名	印	氏名	印
住所	排水	住所	印
氏名	印	氏名	印

完成検査の結果、合格と認められるので排水設備検査書を送付します。

課長	主査	主査	担当	検査	入力
----	----	----	----	----	----

課長	主査	検査	入力
----	----	----	----

- ① 提出年月日を記入すること。
- ② 排水設備の工事箇所を○で囲むこと。(施行箇所)
- ③ 排水設備工事の種類を○で囲むこと。
- ④ 住所は実際に使用する者の住所、氏名は実際に使用する者の氏名または名称(C/Oアパート、O○(株)等)を記入する。申請者の住所は、申請時に居住している住所とする。
- ⑤ 工事着手予定日は、①の日付以降とすること。
- ⑥ 完成予定日を記入すること。
- ⑦ 希望する「排水設備計画確認通知書」の送付先を○で囲むこと。
- ⑧ 適切な箇所を○で囲むこと。と。世帯数、基数は必ず記入すること。
- ⑨ 記入しないこと。
- ⑩ 住宅地図図を使用すること。と。施行場所に印をつけること。
- ⑪ 貸付資金利用時のみ見積額を記入すること。
- ⑫ 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、この欄に記入押印すること。ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められる時は、管理者が必要と認め事項を記入した書面を添付すること。
- ⑬ 無落雪住宅の場合は、備考欄に無落雪と記入すること。

【表】

別記第3号様式(第4条の2関係)

取入	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金	借用書
⑤印	①年 月 日	②印
	住所	借受人氏名

函館市公営企業管理者企業局長 様

借受人である私は、排水設備設置資金を借用しますので、函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例、同条例施行規程(以下「施行規程」という。)および本借用書の下記条項に従い償還します。
なお、本借用書は、第1条に規定する「借入金の受領方法」による「借入日」をもって成立し、その効力が生じることになります。
また、当該貸付金の償還を完了するまでの間、私の所得の状況および所得税の納入状況等について調査することに同意します。

(借入金額および償還方法等)
第1条 借受人は、次のとおり償還するものとする。

借入金額	円
借入日	年 月 日
借入金の受領方法	
償還回数	年 月 から 年 月 まで 回
償還金額	第1回 円、第2回以降 円
償還期限	毎月末日(12月は28日)

※上記本枠内は公営企業管理者で記入します。(一時償還)

第2条 公営企業管理者(以下「管理者」という。)は、貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、償還期限前であっても貸付金の全部または一部を一時に償還させることができる。
(1) 3月以上貸付金の償還を怠ったとき。
(2) 当該貸付金に係る建物の所有者または占有者でなくなつたとき。
(3) 偽りその他の不正の行為により貸付金の貸付けを受けたとき。
(償還方法の特例)
第3条 管理者は、借受人が災害その他の理由により貸付金を償還期限までに償還することが困難であると認めるときは、借受人の申請により償還期限を延期することができる。
2 前項の申請は、施行規程別記第5号様式の申請書によりしなければならない。
3 管理者は、前項の申請があつたときは、速やかに事情を調査のうえ、償還期限の延期

【裏】

の可否を決定し、施行規程別記第6号様式の通知書により当該申請をした借受人に通知するものとする。
(延滞違約金)

第4条 管理者は、借受人が貸付金を償還期限までに償還しないときは、当該償還期限に係る償還金額にその期限の翌日から償還した日までの日数に応じ年10.96パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞違約金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞違約金の額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が500円未満であるときは、その端数またはその全額を徴収しない。

2 前項に規定する年当りの割合は、四(じゆん)年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

(連帯保証人)
第5条 連帯保証人は、1人とする。

2 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。
(1) 原則として函館市内に住所を有すること。
(2) 独立の生計を営む者またはこれに準ずる者であると管理者が認める者で、貸付金の償還能力を有するものであること。

3 連帯保証人は、借受人と連帯して、債務を負担するものとする。
(異動等の届出)

第6条 借受人または連帯保証人は、住所、氏名、職業または勤務先等を変更したときは、速やかに施行規程別記第7号様式により管理者に届けなければならない。

2 借受人は、破産法その他法令の規定により、当該債権について免責となつたときは、速やかに施行規程別記第7号様式により管理者に届けなければならない。

3 借受人が死亡したときは、ただちに法定相続人の中から代表者(以下「相続人代表者」という。)を定め、相続人代表者は、施行規程別記第8号様式により管理者に届けなければならない。ただし、連帯保証人が法定相続人である場合は、この限りでない。

4 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ただちに新たな連帯保証人を定め、施行規程別記第9号様式により管理者に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 連帯保証人が死亡したとき。
(2) 連帯保証人が第5条第2項各号に規定する要件を欠くこととなつたとき。

5 管理者は、前項の申請があつた場合において、新たな連帯保証人を承認することと決定したときは施行規程別記第10号様式の通知書により、新たな連帯保証人を承認しないことと決定したときは施行規程別記第10号様式の2の通知書により当該申請をした借受人および新たな連帯保証人に通知するものとする。

(連帯保証人に対する情報提供)
第7条 管理者は、連帯保証人の請求があつたときは、連帯保証人に対し、遅滞なく、償還状況、滞納金額、延滞違約金および借受人の債務に関する情報を提供しなければならない。

2 管理者は、第2条の規定により借受人に一時償還させることを決定したときは、その決定の日から2月以内に、その旨を連帯保証人に通知しなければならない。

函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例、同条例施行規程および本借用書の記載内容に従い、当該貸付金を借受人が償還しないときは、私が代わって償還します。 また、当該貸付金の償還を完了するまでの間、私の所得の状況および市税の納入状況等について調査することに同意します。	住所	借受人氏名	④印
--	----	-------	----

別紙12

- ① 提出日を記入すること。
- ② 借受人の印鑑登録印を押印すること。
- ③ 太枠欄は記入しないこと。
- ④ 保証人の印鑑登録印を押印すること。
- ⑤ 収入印紙貼付し借受人と保証人の消印を押すこと。

(参考)

借用書に貼付する収入印紙は次のとおり。

借入金額	印紙税額
1万円を超え 10万円以下	200円
10 50	400円
50 100	1,000円
100 500	2,000円

排水設備工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和5年4月1日
